

県外から埼玉県公立高等学校への出願について

～ 隣接県からの隣接学区及び地域からの出願 ～

下記の隣接県の隣接学区及び地域からは、一般募集に出願できます。

(隣接学区及び地域に変更が予定されている場合には、あらかじめお知らせします。)

1 隣接学区

(1) 群馬県

- ・ 群馬県太田市のうち旧蕨塚本町を除く地域、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町に居住の方は、埼玉県熊谷市、行田市、加須市、羽生市、深谷市及び寄居町に所在する高校に出願できます。
- ・ 群馬県伊勢崎市及び玉村町に居住の方は、埼玉県本庄市に所在する高校に出願できます。
- ・ 伊勢崎市のうち旧境町の地域の中学校の生徒については、埼玉県深谷市のうち旧深谷市の地域に所在する高校にも出願できます。
- ・ 群馬県高崎市のうち旧新町及び旧吉井町の地域、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村及び甘楽町に居住の方は、埼玉県秩父市、本庄市及び小鹿野町に所在する高校に出願できます。

(2) 栃木県

栃木県栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町及び野木町に居住の方は、埼玉県行田市、加須市及び羽生市に所在する高校に出願できます。

(3) 茨城県

茨城県古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町及び境町に居住の方は、埼玉県さいたま市岩槻区、行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町に所在する高校に出願できます。

(4) 千葉県

- ・ 千葉県浦安市、市川市、松戸市及び千葉県第3学区に居住の方は、埼玉県草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町に所在する高校に出願できます。
- ・ 千葉県第3学区に居住の方は、埼玉県さいたま市岩槻区、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町に所在する高校に出願できます。

2 出願手続等

- ・ 一般募集における出願手続から発表に準じます。
- ・ 埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことの「証明書」(様式12:令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項内)を提出します。
- ・ 提出する書類は、すべて埼玉県所定のものとしします。

隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定

福島県教育委員会、茨城県教育委員会、栃木県教育委員会、群馬県教育委員会、埼玉県教育委員会及び千葉県教育委員会（以下「協定県教育委員会」という。）は、隣接県の県立高等学校及び市町村立高等学校（市町村組合立高等学校を含む。以下同じ。）（以下「公立高等学校」という。）への入学志願者の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（入学志願）

第1条 隣接県の県立高等学校への入学志願者の出願は、当該隣接県の隣接学区内の県立高等学校に限り認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一家転住その他特別な事情のある者については、県立高等学校長は、隣接県の隣接学区外からの出願を認めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、協定県教育委員会中いずれかの教育委員会が学区の改編や通学区域の廃止を行った場合、当該県と隣接県との間の県立高等学校への入学志願者の出願の取扱いについては、別に定めることができる。

（平等の取扱い）

第2条 県立高等学校長は、隣接県からの入学志願者について、県内の入学志願者と平等に取り扱わなければならない。

（併願の禁止）

第3条 県内の公立高等学校と県外の公立高等学校との併願は認めない。

2 県外の県立高等学校への入学志願者の在籍又は出身の中学校長は、出願に際し、県内及び県外の他の公立高等学校と併願しない旨の証明書を添付しなければならない。ただし、第2次募集又は再募集以後の出願においては、この限りでない。

（市町村立高等学校等との関係）

第4条 隣接県の市町村立高等学校への入学志願者の取扱いについては、該当する高等学校を所管する市町村の教育委員会又は市町村組合の教育委員会と、当該市町村等が所在する県の教育委員会との間で調整のうえ、別に定める。

2 前項に規定する調整の結果、隣接県の隣接学区からの入学志願者の出願を認める市町村立高等学校がこの協定を適用する場合は、この協定の規定中「県立高等学校」とあるのは「公立高等学校」と読み替えるものとする。

（細部の委任）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定める。

（適用）

第6条 この協定は、平成19年4月1日以後に公立高等学校に入学する者に係る入学者選抜から適用する。

この協定を証するため、本書6通を作成し、そのすべてに協定県教育委員会教育長記名押印のうえ、それぞれの教育委員会が各1通を保有する。

平成18年11月30日

福島県教育委員会教育長
茨城県教育委員会教育長
栃木県教育委員会教育長
群馬県教育委員会教育長
埼玉県教育委員会教育長
千葉県教育委員会教育長

隣接県協定による志願を認める高等学校一覧（令和7年度入学者選抜）

対象隣接学区		地域	学校名
群馬県	高崎市のうち旧新町及び旧吉井町、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町 (旧第4通学区：3校)	秩父、秩父農工科学(全・定)、小鹿野
	伊勢崎市、玉村町 *伊勢崎市のうち旧境町の地域の中学校の生徒については、旧深谷市にも入学志願を認める。	本庄市、美里町、神川町、上里町 (旧第5通学区：2校)	本庄(全・定)、児玉
	太田市のうち旧藪塚本町を除く地域、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	熊谷市、深谷市、寄居町 *深谷市立豊里中学校の生徒については、伊勢崎市にも入学志願を認める。 (旧第6通学区：11校)	熊谷(全・定)、熊谷女子、熊谷西、熊谷農業、熊谷工業、熊谷商業、妻沼、深谷第一、深谷、深谷商業、寄居城北
栃木県	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市のうち旧川里町の地域 (旧第7通学区：6校)	進修館、不動岡、誠和福祉、羽生第一、羽生実業、羽生(昼間部・夜間部)
茨城県	古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町	さいたま市岩槻区、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町 (旧第8通学区北部：18校)	岩槻、岩槻商業、春日部(全・定)、春日部女子、春日部東、春日部工業、庄和、久喜(全・定)、久喜工業、久喜北陽、蓮田松韻、幸手桜、宮代、白岡、栗橋北彩、鷺宮、杉戸、杉戸農業
千葉県	「第3学区」 (野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市)	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町 (旧第8通学区南部：16校)	草加、草加南、草加東、草加西、越ヶ谷(全・定)、越谷北、越谷南、越谷西、越谷東、越谷総合技術、八潮南、三郷、三郷北、三郷工業技術、吉川美南(全・定I部・定II部)、松伏
	浦安市、市川市、松戸市		

※市町村名は、令和6年10月1日現在である。

隣接県協定県境界図

